

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十五年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年四月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なら人権情報センター

三 代表者の氏名

植村 照子

四 主たる事務所の所在地

磯城郡田原本町鍵三〇一―一

五 定款に記載された目的

本法人は、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するためにおこなう研修、普及及び広報努力」と国連で定義づけられている人権教育を、われわれのあらゆる生活領域で実践する様々な団体や個人の活動を支援したり、又は、これらと連帯するために、国内外の人権教育、啓発に関わる調査・研究、情報と資料の収集及び提供、啓発手法の開発やテキストの作成、人材育成や人権フォーラムの開催並びに生活支援等の事業を行うことにより、平和と人権の確立及び福祉の向上に寄与することを目的とする。